

西東京市選挙管理委員会告示第 49 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数(議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)を、同法第 76 条第 4 項、第 80 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項においてそれぞれ準用する同法第 74 条第 5 項の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)を同条第 2 項において準用する地方自治法第 86 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 5 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 3 月 2 日

西東京市選挙管理委員会

57, 183 人